

令和 7 年 3 月 1 7 日

八千代市監査委員決定

令和 7 年度 監査計画

八千代市監査基準第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度の年間監査計画を次のとおり定める。

1 監査実施方針

監査等実施方針は次のとおりとする。

- (1) 事務の管理及び執行等について、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性に着目し、併せて実在性なども考慮し、市民の視点に立った監査を実施する。
- (2) 各部局における決裁手続やチェック体制が効果的に機能しているかの検証等、内部統制の整備・運用に留意した監査を実施する。
- (3) 事前の情報収集・分析をすることで対象事務の特性、課題、内部統制の状況などのリスク分析を行い、行財政運営の健全性が損なわれるリスクのある項目に対して、より多くの監査資源を投入する。
- (4) 監査の実効性を確保するため、監査結果についての対応状況を的確に把握し、是正・改善を促す。

2 監査等の種類及び対象

以下の監査等を実施するに当たり、具体的な内容については別途、各監査等の実施計画を策定する。

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査対象部局は、原則、全部局とする。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

定期監査に併せて実施する。

(3) 工事監査（地方自治法第199条第5項）

工事（工事に伴い実施される設計、監理等を含む。以下同じ。）に関する設計、積算、契約、施工等が適正に行われているか、経済性、効率性、有効性にも視点をおいて監査を実施する。

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(6) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

(7) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているか等を審査する。

対象基金は、土地開発基金とする。

(8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(9) その他

法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査そ

の他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、八千代市監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

3 監査等の実施時期

各監査等の実施時期は、「令和7年度八千代市監査実施予定表」のとおりとする。

4 監査等の実施体制

監査委員3名による監査等を実施し、監査委員事務局職員が補助する。

令和7年度 八千代市監査実施予定表

令和7年7月9日現在

月	例月出納検査	定期監査・行政監査	その他
	対象月	対象部局	対象
4月	3月分		
5月	4月分		
6月	5月分		【出資団体・指定管理】 財政援助団体等監査
7月	6月分	上下水道局 消防本部・署	決算審査 公営企業会計 決算審査 一般会計等
8月	7月分		健全化判断比率等
9月	8月分		
10月	9月分	財務部, 企画部	
11月	10月分	総務部, 議会, 選管	
12月	11月分	教育委員会	
1月	12月分	健康福祉部, 会計, 監査	
2月	1月分	都市整備部	
3月	2月分	子ども部, 経済環境部, 農委	

注1 議会日程等により, 実施予定日が変更になることがあります。

注2 実施計画以外に監査委員が必要と認めるときは, 随時監査等を行う場合があります。

注3 財政援助団体等監査の対象

出資団体: (株)八千代市水道サービス

指定管理者: (株)セイウン